

調理師養成校 総合補償制度のご案内

本プランは、全調理師養成施設を対象に実施した危機管理対応策の調査に基づき、調理師養成校(以下、学校)の安定経営および安心できる学生生活をサポートするための新制度です。本プランの特長として下記があります。

- ・学校をとりまく種々のリスクに対応する充実した補償
- ・学生が働いている飲食店等へ波及する食中毒による休業リスクにも対応
- ・カリキュラムの一環として行う模擬レストラン実習中における食中毒・賠償事故にも対応(学校のある同一県内での模擬レストランに限る)
- ・カリキュラムの一環として行うインターンシップ中における、受け入れ先企業内での賠償事故、学生のケガを補償
(基本補償、オプション③に加入の場合)

是非ご活用くださいますようお願いいたします。

1. 「調理師養成校総合補償制度」の概要

●ご加入対象校

ご加入対象校は公益社団法人全国調理師養成施設協会会員であり、かつ私立学校（学校法人）となります。

●補償の対象者

本制度における各項目別の被保険者（補償の対象者）は下記のとおりとなります。

[基本補償] 学校の賠償責任補償：学校が契約者および被保険者（補償の対象者）となります。

[オプション①] 学校の専門的業務に起因する賠償責任補償：学校が契約者および被保険者（補償の対象者）となります。

[オプション②] 個人情報漏えいに伴う学校の賠償責任補償：学校が契約者および被保険者（補償の対象者）となります。

[オプション③] 学生の校内（往復途上含む）における傷害・特定疾病補償：学校が契約者および被保険者（補償の対象者）となります。

[オプション④] 学生のケガおよび個人賠償責任補償：学校が契約者、学校に在籍する全学生（休学者、退学者を除く）が被保険者（補償の対象者）となります。原則として、全学生を補償する一括加入となります。

[オプション⑤] 学生の海外研修中における傷害・疾病等の補償：学校が契約者、海外研修をする全学生が被保険者（補償の対象者）となります。

※お申し込みの際、学生名簿のご提出をお願いいたします。なお、25歳以上の学生が在籍する場合は別途ご相談ください。（各プランの詳細は「2. 補償プランについて」「3. 補償項目の概要」をご参照ください。）

●保険期間

原則として手続きが完了した日から1年間です。

※カリキュラムが半期で修了する場合等、保険期間が1年未満の場合は別途取扱代理店までご相談ください。

●中途加入者の取扱

[基本補償] については、中途加入・脱退者の人数増減の変更処理は必要ございません。

[オプション③] については保険期間終了後に、[オプション④]、[オプション⑤] については毎月末にそれぞれ増減人数のご通知をいただき、そのご通知内容に基づいて、保険期間終了後に保険料の追加あるいは返還をいたします。

2. 補償プランについて

本制度は、基本補償と選択式のオプション①～⑤から構成されております。特に基本補償では2つのパターン、オプション③では学生のケガ、特定疾病の保険金額によって3つのパターンをご用意しております。

基本補償：学校の対人・対物賠償責任補償

オプション①：学校の専門的業務に起因する損害賠償責任補償

オプション②：個人情報漏えいに伴う学校の賠償責任補償

オプション③：学生の校内・実習中（往復途上含む）におけるケガ、特定疾病の補償

オプション④：学生個人の賠償責任補償、ケガによる死亡・後遺障害補償

オプション⑤：学生の海外研修中におけるケガ、疾病等の補償

※保険料は生徒数、過去の事故状況、およびリスクマネジメントの状況に応じて異なります。

ご検討いただける場合には「4. 事務手続きに関して」内の「お申込みの流れ」に沿って、まずはお見積り依頼をお願いいたします。

【補償プラン表】

基本補償 (賠償責任保険)		プラン1	プラン2	
学校の対人・対物 賠償責任補償	施設賠償	身体障害・財物損壊 共通支払限度額 1名・1事故 1億円(免責無し)	なし	
		管理財物補償 1事故500万円(免責1万円)		
	生産物賠償	身体障害支払限度額 対人1名・1事故・期間中 5億円(免責無し)		
食中毒休業見舞金 被害飲食店1店1日につき 3万円(総額15万円) 期間中 500万円				
受託者賠償	財物損壊支払限度額 1事故・保険期間中 通算 1,000万円 (免責1万円)			
オプション① (スクールガード)				
学校の専門的業務に起因する 損害賠償責任補償(スクールガード)	支払限度額 ^{※1} 1請求・期間中 3,000万円(免責50万円)			
オプション② (DATApro)				
個人情報漏えいに伴う 学校の賠償責任補償	支払限度額 1請求・期間中 1億円(免責10万円) その他費用 ^{※2} 1,000万円(免責無し)			
オプション③ (WIZ)				
学生の校内 (往復途上含む)にお ける傷害、特定疾病の 補償	死亡 保険金	傷害：250万円 特定疾病：100万円	傷害：200万円 特定疾病：100万円	傷害：100万円 特定疾病：100万円
	後遺障害 保険金	傷害：250万円 限度 特定疾病：100万円限度	傷害：200万円 限度 特定疾病：100万円限度	傷害：100万円 限度 特定疾病：100万円限度
	入院保険金 (日額)	傷害：3,500円 特定疾病：3,000円	傷害：2,500円 特定疾病：2,500円	傷害：1,000円 特定疾病：1,000円
	通院保険金 (日額)	傷害：2,000円 特定疾病：2,000円	傷害：1,500円 特定疾病：1,500円	傷害：500円 特定疾病：500円
	葬祭補償 保険金	20万円	20万円	20万円
オプション④ (普通傷害保険 個人賠償責任補償特約付保)				
学生個人によるケガおよび 賠償責任補償	死亡後遺障害保険金 40万円 個人賠償責任補償特約 支払限度額500万円(免責無し)			
オプション⑤ (海外旅行保険)				
〔下記補償内容はお引受けの一例です。補償内容については渡航の目的や期間に応じて ご提案させていただきますので、取扱代理店までお問い合わせください。〕 ^{※3}				
学生の海外研修中における傷害、 疾病等の補償	傷害死亡	1,000万円		
	傷害後遺障害	(最高)1,000万円		
	治療・救援費用	無制限		
	疾病死亡	500万円		
	賠償責任(自己負担なし)	限度額 1億円		
	携行品(自己負担なし) <上記の内盗難等による携行品損害 ^{※4} >	限度額 30万円 <限度額 30万円>		
	旅行中の事故による緊急費用	1事故限度額 5万円		

※1)オプション①に関して、いじめ、体罰、セクハラに起因する損害賠償請求の場合の支払限度額は2,100万円となります。

※2)オプション②「その他費用」に関しては免責金額を適用せず、縮小支払方式(90%)となります。

※3)オプション⑤に関して、補償内容によりましては保険加入に関する被保険者の同意確認が必要な場合がございます。

※4)携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、合計30万円を保険期間中の限度とします。

3. 補償項目の概要 (詳細は各商品パンフレットあるいは保険約款をご参照ください。)

基本補償：学校の対人・対物賠償責任補償

<施設所有(管理)者賠償責任保険(管理財物補償特約、管理財物補償修正特約 追加補償500万円 免責1万円)、生産物賠償責任保険(食中毒休業見舞費用補償特約)、受託者賠償責任保険>

■保険金をお支払いする場合

○施設所有(管理)者賠償責任保険

学校の業務遂行に起因する対人・対物事故、あるいは学校の施設の欠陥や管理不備などによる対人・対物事故に対し法律上の賠償責任を補償します。また、カリキュラムの一環として行うインターンシップ先における対人・対物事故についても学校の業務遂行中とみなして補償します。

(事故例：施設所有(管理)者賠償責任保険)

- ・火災発生時の避難誘導が悪く、死傷者が出た。
- ・学校の階段の手すりが壊れたままになっていたため、生徒が転落しケガをした。
- ・調理実習中、職員が誤った指示をしたため調理器具でケガをしてしまい、後遺障害も残った。

(事故例：管理財物補償特約)

- ・カリキュラムの一環で実習していたインターンシップ先で、学生の不注意で調理器具を壊してしまった。

○生産物賠償責任保険(食中毒休業見舞費用補償特約)

学校内で調理・提供した飲食物で食中毒等が発生したことによる法律上の賠償責任を補償します。更に、全調協専用の補償として、学校内で食中毒が発生した場合に生徒が労働を提供している飲食店等も保健所の指導等により休業せざるをえなくなった場合に、その飲食店に対して休業見舞費用保険金をお支払します。

(事故例：生産物賠償責任保険)

- ・調理実習で調理した料理が原因で食中毒になってしまい、40名が入院する事態となった。
- ・学校で調理した料理を参観者に提供し、異物が混入していたために参観者が口の中を切った。

(事故例：食中毒休業見舞費用補償特約)

- ・学校内で食中毒が発生し、インターンシップ先として学生が労働しているホテルも保健所指導により休業した。

○受託者賠償責任保険

学校が学生を含む第三者から預かった物(受託物)を保管している間に、火災・盗難もしくは取扱い上の不注意等によって受託物を損壊、汚損、紛失することによって学校が負った法律上の賠償責任を補償します。

(事故例)

- ・調理実習中に一部火災が発生し、生徒から預かっていた物品を焼失してしまった。
- ・業者から借りて調理に使用していた特殊な器具を、使用方法を誤り損壊してしまった。

■保険金をお支払いできない主な場合

- ・故意による事故
- ・自動車、航空機事故に起因する事故
- ・戦争、変乱、騒じょう、労働争議に起因する賠償責任
- ・地震・噴火・津波に起因する賠償責任
- ・被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体障害に対する賠償責任 など

オプション①：学校の専門的業務に起因する損害賠償責任補償

<専門業務事業者賠償責任保険（学校特約）>

■保険金をお支払いする場合

学校が日本国内において「教育活動中の過誤（注）」に起因して損害賠償請求を日本国内で第三者より受けた場合に、学校が法律上の損害賠償責任を負担することにより生じる損害を補償します。

「教育活動中の過誤」とは、被保険者が提供する専門業務サービス（＝教育活動：学校教育法第124条の目的に基づいて授業料を受領して、生徒に教育または訓練を施すこと）の遂行における不当行為（過失による義務違反・過誤・瑕疵・誤陳述・誤申告・不実表明・怠慢・その他過失行為など）をいいます。

（事故例）

- ・国家資格を取得させるための申込手続きのミスにより受験ができなくなり、就職浪人することになったため、損害賠償請求が、学校および担任教師に対して提起された。
- ・生徒間のいじめを防止できなかったため登校拒否症になり、学校、校長、担任教師に対していじめを受けた当該生徒の父兄より損害賠償請求訴訟が提起された。
（いじめ、セクハラ等に関して、不法行為者（加害行為者）と認定された被保険者本人に対する損害賠償請求に関しては、一切お支払いの対象とはなりません。）

■保険金をお支払いできない主な場合

- ① 身体の障害、財物の損壊・紛失・盗難に起因する損害賠償請求（ただし、いじめ、体罰、セクハラによる精神的苦痛による損害賠償請求はこの免責を適用しません。）
- ② 故意に行なった行為および犯罪行為に起因する損害賠償請求
- ③ コンピュータのソフトウェアに関わる全ての損害に起因する損害賠償請求
- ④ 保険期間開始前にすでになされた損害賠償請求、または初年度保険開始日前に被保険者が認識した損害賠償請求のおそれ
- ⑤ 被保険者間での損害賠償請求
- ⑥ 不正アクセス、不正コードに起因する損害賠償請求
- ⑦ 知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求
- ⑧ 契約により加重された責任 など

オプション②：個人情報漏えいに伴う学校の賠償責任補償（DATapro）

<専門業務事業者賠償責任保険（個人情報漏えい特約、情報漏えい対応費用特約）>

■保険金をお支払いする場合

学校の業務を遂行するにあたり、学校が所有、使用または管理する個人情報漏えいし、日本国内において学校に対して損害賠償請求がなされたことにより、学校が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害賠償金を補償します。（コンピュータウィルスによる個人情報漏えいも補償します。）

また、個人情報の漏えいが明らかな場合に学校が負担した各種費用（例えば、被害者に対する謝罪文章の作成費用、謝罪広告費用、学校イメージを守るためのコンサルティング費用等）を補償します。

（事故例）

- ・全学生の氏名や住所、電話番号等の個人情報を記録したCD-ROMを電車内に置き忘れた。
- ・学校が夜間事務所荒らしにあい、卒業生約3,000人の個人情報（住所、氏名、年齢、職業等）が記載された名簿を何者かに盗取され、後日、覚えのないDMなどが名簿記載の本人に送り付けられ、上記の名簿は盗まれた後に第三者に売却されたと推定されるに至った。

■保険金をお支払いできない主な場合

- ・契約、約定等により加重された責任
- ・身体の障害、財物の紛失・損壊
- ・被保険者の故意または犯罪行為
- ・知的財産権の侵害
- ・クレジットカード番号、口座番号または電子マネーの不正使用
- ・日本国外でなされた損害賠償請求
- ・保険期間開始前にすでになされた損害賠償請求、初年度保険開始日前に発覚した情報漏えいまたは被保険者が認識していた損害賠償請求のおそれ など

オプション③：学生の校内（往復途上含む）におけるケガ・特定疾病の補償

<団体総合補償制度費用保険（園児・児童・生徒・学生補償制度担保特約）>

■保険金をお支払いする場合

学校が、その設置する学校の管理下において生徒が被った傷害または特定疾病[※]に対して、補償規程に基づき費用を負担した場合に、保険金をお支払いします。

なお、生徒の傷害または疾病による死亡に対する葬祭補償を定めた規程に基づき費用を負担したことによる損害については、学校の管理下・管理下外を問いません。

※ 特定疾病とは次の疾病をいいます。

- ① 突然死（学校管理下において、脳疾患、心疾患等の急性症状を発症し、発症から48時間以内に死亡することをいいます。）の原因となった疾病
- ② 細菌性食中毒（学校管理下において細菌性食中毒に感染した場合は、学校管理下にある間に偶然発生した疾病とみなします。）
- ③ 熱中症（日射病及び熱射病等）

○学校管理下における補償

- ・災害死亡補償（学校管理下中に偶然に発生した傷害または特定疾病により死亡した場合）
- ・後遺障害補償（学校管理下中に偶然に発生した傷害または特定疾病により後遺障害が残った場合）
- ・療養補償（学校管理下中に偶然に発生した傷害または特定疾病により入院や通院をした場合）

○24時間補償

葬祭補償（偶然に発生した傷害または特定疾病により死亡した場合（ただし自殺を含む））

（事故例）

- ・校内で学生がつまづいて階段から落ち、骨折して入院をした。
- ・真夏の調理実習中に学生が熱中症になり、通院した。
- ・不登校気味であった学生が自殺をしてしまった。



■保険金をお支払いできない主な場合

- ・学生の故意や重過失による傷害または特定疾病（ただし、自殺はお支払いします。）
- ・学生の無資格運転や酒酔い運転での事故による傷害または特定疾病
- ・保険契約の始期直前12か月以内に医師の治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と医学的に因果関係のある突然死の原因となった疾病（継続契約の場合で、継続して2年以上被補償者である者を除く）
- ・該当する補償規程がない場合
- ・該当する補償規程を当会社が了知していない場合 など

オプション④：学生個人の賠償責任補償

<普通傷害保険（個人賠償責任補償特約付保）>

■保険金をお支払いする場合

学生本人がケガが原因で亡くなったり、後遺障害を負った場合に死亡・後遺障害保険金をお支払いします。
学生本人の在学中や実習中を含め日本国内において日常生活における対人・対物事故による法律上の賠償責任を補償します。

（事故例）

- ・通学中に交通事故にあい、後遺障害を負ってしまった。
- ・実習中に誤って他の学生に対してケガをさせた。
- ・学生が自転車で通学途中、不注意により歩行者に衝突してケガをさせた。

■保険金をお支払いできない主な場合

- ・故意による事故
- ・自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- ・自動車、航空機に起因する事故
- ・戦争、変乱、騒じょう、労働争議に起因する賠償責任
- ・地震・噴火・津波に起因する賠償責任
- ・他人から借りたり、預かっている物に対する賠償損害 など

オプション⑤：学生の海外研修中におけるケガ・疾病等の補償

<海外旅行保険>

■保険金をお支払いする場合

学生が海外研修中に海外において被ったケガや疾病等により、要した治療費用等を補償いたします。

（事故例）

<治療・救援費用>

- ・学生が海外で交通事故に遭ってしまい、治療費と家族の往復航空代が生じた。

<賠償責任>

- ・海外でお店に陳列してある包丁を見ていたが誤って落としてしまい、刃が欠けてしまった。

<携行品>

- ・持ち歩いていた包丁がケースごと盗まれてしまった。

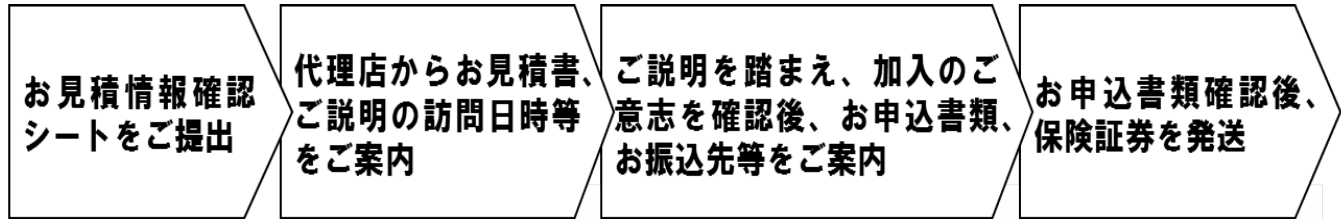
■保険金をお支払いできない主な場合

- ・故意による事故
- ・自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ・戦争、変乱等に起因する事故 など

4. 事務手続きに関して

●お申込の流れ

お申込の手順は下記ようになります。本パンフレットをご覧ください、ご加入をご検討の方は次ページの「お見積/ご説明依頼シート」を取扱代理店である(株)出雲保険へ FAX ください。



※お見積情報確認シート内の情報に変更が生じた場合は取扱代理店である(株)出雲保険 (FAX03-5332-3961) へご連絡ください。

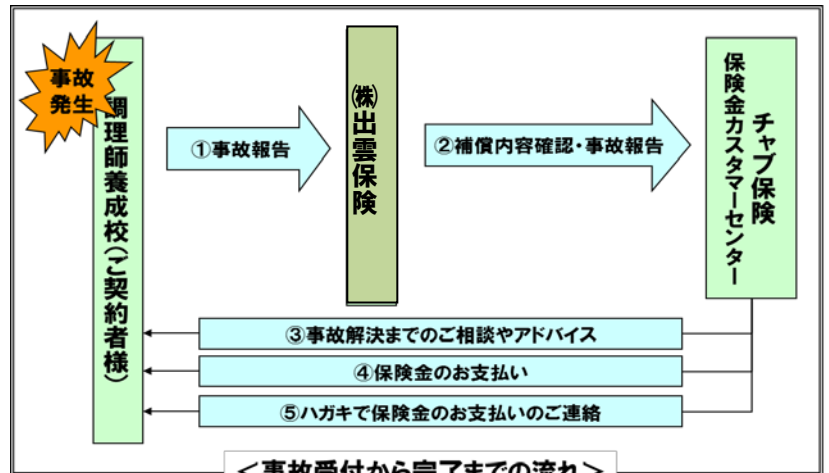
●万が一、事故が起きてしまったら・・・

・事故が発生した際の初期対応

事故が発生した場合は応急措置をとった後、別紙事故報告シートにて(株)出雲保険宛に事故のご一報をください。引受保険会社である Chubb 損害保険株式会社（チャブ保険）より速やかに対応いたします。受付から解決まで専門部署にて担当いたします。

・事故が発生した際の対応（参考）

- ①事故の損害拡大を防止する。
ケガであれば応急手当、医者への移送などの緊急措置をとる。
- ②事故の事実関係の整理・記録
事故当時の状況を整理し、いつでも説明できるように文書で保管する。
万一のトラブルに備え記録に残すこと。
- ③事故の対応責任者を明確に
問題解決のためには、責任者を決め、窓口を統一することが望ましい。
特に賠償事故での責任者は、責任ある立場の人になることが一般的である。
- ④学生ご家族への対応
事故の状況により、適切な連絡と事情説明を行い、不信感を抱かせないように配慮する。
ご家族から賠償の要求が出た場合も、感情的にならず考えを聞くこと。
- ⑤保険会社への事故報告
賠償請求の可能性がある事故は、(株)出雲保険に事故の報告をし、事故の対応について保険会社の専門の事故担当者のアドバイスを受け、これを参考に適切な初期対応をする。
- ⑥学校の信用を大切に
クレームの交渉には誠意を持ってあたること。
- ⑦問題解決のために
示談など問題解決には、事故解決経験の多い保険会社とコミュニケーションをとり、対応することが通常有効である。



※おケガによる事故の場合には、状況によって③を省略し、保険金のお支払いをよりスムーズに行う場合もございます。

調理師養成校総合補償制度 お見積り／ご説明依頼シート

<施設所有（管理）者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、受託者賠償責任保険、専門業務事業者賠償責任保険（個人情報漏えい特約、専修学校特約）、普通傷害保険個人賠償責任補償特約、団体総合補償制度費用保険（園児・児童・生徒・学生補償制度補償特約）>

学校法人名			
ご担当者氏名			
学校所在地/ご連絡先	〒		
	TEL :	FAX :	
設立年		年	
教職員数	男性 :	名	
	女性 :	名	
生徒数	男性 :	名	
	女性 :	名	
1 生徒あたりの 平均的な年間受講時間数	1 単位あたり	分を年間	単位
年齢別生徒数	15 歳	名	
	16 歳	名	
	17 歳	名	
	18 歳	名	
	19 歳	名	
	20 歳	名	
	21 歳以上	名	
海外留学／研修制度の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

過去 3 年以内に事故があり、保険金を受け取った場合は、ご記入ください。

	過去 3 年の保険金請求回数	過去 3 年の受領保険金合計額
賠償責任保険		
傷害保険		

ご記入ありがとうございました。

現在、同種の他の保険にご加入の方は、保険証券コピーを添えてファックスください。

○ご説明依頼のご希望日（ご説明等には 1 時間程度かかりますのでお含みおきください。）

第 1 希望	年	月	日	時頃
第 2 希望	年	月	日	時頃
第 3 希望	年	月	日	時頃

DATApro 告知書（調理師養成校用）

（個人情報漏えいリスクに備える専門業務事業者賠償責任保険）

1. 貴法人が取り扱う個人情報の概数 （ ） 人分 ）

2. 情報管理体制

① 情報管理の責任者を任命していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
② 情報セキュリティの責任者を任命していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
③ プライバシーポリシーを策定していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
④ 情報セキュリティポリシーを策定していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑤ 情報漏えい時の対応（危機管理）に関する規定を策定していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑥ 情報管理に関するトレーニングをどれ位の頻度で全従業員に対して行っていますか。	<input type="checkbox"/> 年2回以上 <input type="checkbox"/> 年1回 <input type="checkbox"/> 年1回未満 <input type="checkbox"/> 行っていない
⑦ 貴社が従業員に貸与するモバイル PC および類似のモバイル機器には、ID、パスワードなどのアクセスコントロールが装備されていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑧ 貴社が従業員に貸与するモバイル PC および類似のモバイル機器に保管される情報は、暗号化されていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑨ 従業員の退職時には、IDは直ちに無効化されていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑩ 従業員の退職時には、在職中に入手した情報の使用、譲渡等を行わない旨の誓約書を従業員から取得していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑪ 公的認証を取得していますか。	<input type="checkbox"/> フライバシーマーク <input type="checkbox"/> ISMS／ISO27001 <input type="checkbox"/> ISO17799 <input type="checkbox"/> TRUSTe <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 取得していない
⑫ 情報管理または情報セキュリティに関する監査または診断（ネットワークの脆弱性診断、ペネトレーションテストなど）を過去12ヶ月の間に実施しましたか。	<input type="checkbox"/> 社内監査実施 <input type="checkbox"/> 社外監査実施 <input type="checkbox"/> 実施していない
⑬ 不正アクセス防止のために、ファイアウォールを使用していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑭ ウィルス対策ソフトを導入し、常にアップデートしていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑮ 顧客の機密情報を利用して作業する際は、必ずバックアップを取っていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑯ 情報の保管施設は施錠されるか、または入退出管理がされていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑰ 情報を委託先等に提供する際は、委託先等の情報管理態勢について、確認していますか。	<input type="checkbox"/> 情報漏えい時は委託先等が責任を負う旨契約している。 <input type="checkbox"/> 委託先等の情報管理態勢を監査している。 <input type="checkbox"/> 委託先等の情報管理態勢を確認している。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
⑱ ウェブサイトやネットワークの管理を第三者に委託していますか。	<input type="checkbox"/> ウェブホスティングサービスを利用している。 <input type="checkbox"/> ネットワークの管理を委託している。 <input type="checkbox"/> ネットワークのセキュリティ監視を委託している。 <input type="checkbox"/> その他（ ）

3. 過去の事故歴・改善施策について

1) 過去3年間に貴法人が取り扱う個人情報漏えいした事実がありますか？ はい いいえ

2) 上記が「はい」の場合は以下について記載ください

- ① 漏洩に至る経緯・原因 _____
- ② 発生日・漏えい情報件数 _____
- ③ 損害賠償金・見舞金の支払人数・額 _____ 人 _____ 千円
- ④ 実施済みの再発防止策 _____

この告知書は保険契約締結に際して申込書の一部を構成します。上記告知内容は、貴社が提供された他の情報とともに保険契約の根拠となることに同意されることをご確認のうえ、下記に署名もしくは記名捺印を御願いたします。

提出日 年 月 日

（理事長記名捺印）



専門業務事業者賠償責任保険 質問書 (学校特約付帯)

※各欄に記入しきれない場合は別紙にご記入ください。

学校法人名(申込人) : _____

住 所 : _____

申込学校名 : _____

貴校の設立年 : _____ 設立地 : _____

生徒数 (男性) _____ 名 (女性) _____ 名

教員数 (男性) _____ 名 (女性) _____ 名

教員以外の職員数 : _____ 名

(はいの場合は具体的に。いいえの場合でもコメントがあれば記入してください)

1) 学校に付属する生徒の寮がありますか? はい いいえ

2) 過去3年間で受けた損害賠償請求等がありますか?
 ある場合は別紙にその具体的内容を、次の項目に沿って記入してください。 はい いいえ
 (請求受領日、請求原因、請求金額、内容、状況(解決済みまたは係争中)、解決日、解決金額)

3) この保険の対象とする損害賠償請求を受けるかもしれない事情・状況が既に発生していますか?

発生している場合は詳細を別紙に記入してください。 はい いいえ

4) この保険と同種の保険の引受または継続を謝絶されたことがありますか?

ある場合はその理由などを別紙に記入してください。 はい いいえ

[ご注意]

保険契約が成立した場合に、記入内容に重大な誤りがあった場合は保険金のお支払いができないことがありますので、正確にご記入ください。ただし、この質問書へ回答いただいたことをもって保険契約の成立を意味するものではありません。以上につき同意されたうえで、記名捺印をお願いいたします。(記名捺印は契約時で結構です。)

提出日 年 月 日

(理事長記名捺印)



事故が起こったとき

別紙、事故報告シートにて取扱代理店まで FAX にてご連絡をお願いします

(万一事故が発生した場合には、直ちに代理店または保険会社へご連絡ください。また、賠償金の決定は事前に保険会社の承認が必要です。賠償事故に係る示談交渉は必ず弊社とご相談いただきながらおすすめください。)

- ・このパンフレットは「団体総合補償制度費用保険（園児・児童・生徒・学生補償制度担保特約）、施設所有（管理）者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、受託者賠償責任保険、専門業務事業者賠償責任保険、個人賠償責任保険、海外旅行保険」のあらましを説明したものです。詳しくは取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。
- ・取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っています。従いまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立した契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。

お問い合わせ・取扱代理店
株式会社 出雲保険
(ウェルフェア事業部)

〒169-0074 東京都新宿区北新宿 1-8-17
TEL：03-5332-3960 FAX：03-5332-3961

Chubb 損害保険株式会社 東京支店

〒141-8679
東京都品川区北品川 6 丁目 7 番 29 号
ガーデンシティ品川御殿山
Tel: 03-6364-7070 (代)
<http://www.chubb.com/jp>